

大規模災害時等、上下水道局が認めた場合は
他の市町村が指定した指定工事店も
給排水設備工事を行えるようになります

施行日
令和8年
3月26日

川西市水道事業給水条例・川西市下水道条例の改正によって

- 大規模災害時でも指定工事店が確保しやすくなります
- 生活環境の早期回復が可能になります

令和6年1月の能登半島地震の際、指定工事店の被災により対応できる指定工事店が不足し、給排水設備の復旧が遅れました。

川西市では、大規模災害時に迅速な工事ができる体制を確保するために、川西市水道事業給水条例および川西市下水道条例を改正しました。

改正前

川西市の指定工事店のみ施工可能



指定工事店も被災し、対応が難しい場合がある

改正後

上下水道局が認めた場合、他の市町村が指定した指定工事店も施工可能に！



注意

平常時は従来通り、川西市の指定工事店が施工する必要があります。
給排水設備は、お客さまの財産です。工事は、お客さまが直接、指定工事店へ依頼してください。

お問い合わせ

給水装置・給水条例に関すること
水道課 TEL:072-740-1264(直通)
E-mail: kawa0195@city.kawanishi.lg.jp

排水設備・下水道条例に関すること
下水道課 TEL:072-740-1222(直通)
E-mail: kawa0043@city.kawanishi.lg.jp